

富山市福祉事業所物価高騰対策支援金（食材料費分）に関するQ & A（高齢者施設）

【令和7年3月24日時点】

Q1：申請は事業所ごとに行うのか。

A1：法人が対象となる事業所分を全てまとめて申請してください。

Q2：対象となる事業所は。

A2：以下の要件を全て満たす事業所が対象となります。

- ① 富山市に所在していること。
- ② 令和7年1月1日時点において指定を受けており、現に営業を行っていること。
- ③ 補助金申請時点において休止・廃止をしていないこと。なお、医療みなし指定又は指定管理の対象となっている事業所は除きます。
- ④ 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間に利用者に対し食事を提供していること。

Q3：令和7年1月2日以降に開業した施設は対象となるか。

A3：令和7年1月1日を基準日としているため、対象外となります。

Q4：令和7年1月2日以降に廃止（又はサービス全体を休止）した事業所は対象となるか。

A4：支援金を申請する時点において、廃止又はサービス全体を休止している場合は、対象外となります。

Q5：施設・サービスを廃止することが決まっているが、対象となるか。

A5：本支援金は事業を継続することを前提とし、そのための支援を行うものであり、廃止届を提出済みの場合など廃止することが決まっている場合は対象外となります。

Q6：富山県より同様の趣旨の支援金の交付を受けた（受ける予定だ）が、市の支援金は申請することができるか。

A6：申請していただけます。

Q7：令和6年度富山市福祉事業所物価高騰支援金（光熱費・燃料費分）を既に受給しているが、この支援金は申請することができるか。

A7：食材料費分は別に申請していただけます。

Q 8：申請書類の提出方法は。

A 8：郵送又は窓口にて提出してください。

Q 9：申請期限はいつまでか。

A 9：令和7年6月30日（月）必着です。

Q 10：申請書類提出後に、対象事業所の記入漏れがあったことが分かった場合、再度申請することはできるか。

A 10：申請できるのは光熱費・燃料費分、食材料費分のそれぞれ1回のみであり、原則、再度の申請はできません。そのため、記入漏れがないよう十分にご確認のうえ申請してください。ただし、やむを得ない事情がある場合には、長寿福祉課にご相談ください。